

あと、その他事故の問題とか職員の仕事関係、それは部長の方から答弁いたさせます。

○福祉部長（生子国利君） 御質問の四点まだ残っておりますが、職員の条件でございますが、職員につきましては労使関係の解決ができていないということでございますが、これにつきましては、東京都としては移管までに解決を積極的に行うというふうに回答が来ております。

それから二点目の身分関係ですが、これは東京都の職員の身分のまま派遣いたしますので、当然都の職員という身分が確保できるわけでございます。

それから争議の関係でございますが、争議につきましても財団に委託しておりますが、東京都において争議の解決をいたします。そういうことです。

それから児童の事故の問題でございますが、これは建物等に起因した事故については、当然市が責任を負うということでございます。

でございます。これは今の私立と同じような形態になります。しかし公設民営ですから、私立は独自で責任を負いますけれども、市の方が今回受けた場合には市が設置義務を持っていますので、市が建物等に起因の場合は、やはり、運営における児童の事故が起きた場合は、これは財団が行うというふうにこれらは契約の中にはっきり明記しておきたいというふうに考えております。以上四点お答えいたしました。

○十二番（遠藤洋一君） 最後の質問にしたいと思うんですが、けれども、いま助役の方から返答がありまして、六年間なら公設民営ならば援助をしよう、その間に切りかえもできる、合組みがありますということですが、その合組みというのは、要するに、いわゆる社会福祉法人に委託を切り替えるというのは東京都の補助がなくなるという意味ですか。六年間の間になくなるかもしれないという想定のもとに行われていることですか。つまり、振興財団にお願いする限りは六年間面倒を

見てもらうんだというところが言ってきたことだと思ふんですね。あえてここで他の法人にも委託をすることができるとうたった中身は含みがあるということとは、東京都は六年間面倒を見てくれないかもしれないと思つてゐる。そういう意味ですか。それとも別の含みでこの二つの法人を並記したのかということをもう一回最後に伺つておきたいと思ふんです。つまりどの条件で来るかということとは非常に不安なことになるわけですね。

それから市長が答えないので、ちよつとあきらめちやうたことを助紋が答えてくれたんで、またぶり返すように申しわけないんですね。けれども父兄じゃなくて父母ですよ、父母、保護者と話し合ひは二回持った、ぼくはさっき聞いたのは、答えないからあきらめちやうたんですけれども、こつちやうて移管受け入れを決意した後に父母なんかに来て説明をするようなことを、父母、保護者と会つて説明するようないことをしましたかと伺つたので、それは知つてゐるんですね。話し合ひの中で大きく変わるときにはまた話し合ひ

をしようと言つてゐるわけを、そういうことがこの何日間かの間で、決意してからどのくらい時間かたつかわかりませんけれども行われたかどうかということ伺いたいと思ひます。聞かなかつたのに答えるからまた聞かせてしまいました。

それから最後にちよつとやはり心配が残りますね。つまり労使関係の問題やそれから争議の問題に関しては、東京都の都の職員の身分のままだということですか、東京都とそれから東京都で働く人たちの間の問題が解決しなければ、話としては全然ない話ですよ。これについては都から例えば何か文書を取るとか、そういうような形が行われないうちです。ただ争議を解決しますよと言つたって片方の当事者が片方でもう片方にもう一つの当事者がいて二者間で行われたときに相手の方だけから解決しますよと言つたって、片方が条件が満たされていなければ問題は解決しないんだ、ということになれば、話は全然ないわけでありまして、そういうような非常に不安定な

おかつ脆弱なる基盤の上にこの条例は立っているんじゃないかと思ふんですね。そのところについてはもう一ぺんちゃんと伺っておきたいと思ひます。その二点を終わりたいと思ひます。

○市長（田村匡雄君） 父母との話し合いの件でございすけれども、この件については議会にお話しした程度のことで、テーブルに着くというお話をしてあるわけでございす。

（「その後してないのね、その後してない」と呼ぶ者あり）
○助役（古谷徳男君） さ、きの第三条の社会福祉法人の件ですけれども、これは六年間の間に社会福祉法人に委託がえした場合も同じ財政援助はしてくれるということもございす。

○福祉部長（生子国利君） 最後の労使関係等の問題につきましては、ある程度条例との関係が出てきますけれども、これらにつきましては東京都とすべしに質問事項を提示いたしまして、十二項目ばかりございすか、その中で労使関係につきましても、先ほど申し上げましたとおり、はっきりした回答

がまゐっております。したがってそれを公文で示し考えられておりますので、まづ間違いないというふうに解釈しております。以てです。

○十一番（原敏子君） では私の方からも何点か聞かせていただきたいと思ひます。

重複するかもしれませんが、市長にまづお聞きしたいんですけれども、この市移管を行うに際して都立保育園の保護者の方や保母の関係者の方たちといろいろ話し合いがこれまでもされましたけれども、そういう経過から見て大幅に、いままで移管を受けないと言っていたものが移管を受けるということになったわけなので、この話し合いは当然行われるべきだということに思ひますけれども、その点には遠藤議員さんが言われましたけれども、テーブルにつくという程度だということですからけれども、これは移管を受けるといふふうに決意をされてからそういう話し合いをされたのかどうなのか、もう一度はつきりさせていた

きたりというふうに思います。

それと二点目に先ほど仲村議員からの質問で都へ市からの移管条件です。移管を受けるにあつての条件を質問されまして部長が四つの条件を答弁されましたけれども、二、三でちょっと聞きましておきたいんですけれども、この四つの条件は正式に都からわかりましたと、このように行ふというふうな返事がいただけているのかどうかそれを聞かせていただきたいと思います。

三つ目にはその東京都の移管の条件の中に六年間財団に委託するんだということと、それと財政的措置を六年間見ましようということが条件の中に出ていますけれども、そうしますと、六年たった後最高長くても六年です。ね、六年たった後、その後市に移管を受けたこの条例が通れば、市立の福生保育園、市立熊川保育園というふうに名目上はなるわけですが、その保育園の運営だとかそういうものの

はどういうふうに変わっていくのか、何かあったらお話があると思ひますけれども、これをどういうふうに考えられていくかということ聞かせていただきたいと思います。

四つ目は移管の条件の中で、今いろいろ質疑されておりますけれども、財団に保育を当面は来年六月一日から移管するわけですが、私は先日、意見書の反対討論の中でも厚生省の通知ではそういう保育を委託する場合に十年以上の経験を持つ、そういう法人に委託しなさいというふうな通知が出ていますというふうに思ひますけれども、この場合は財団の場合はこの財団は十年以上経過してないわけですね。その点、こういう財団に保育を委託して、ごく一般的に言われる保育低下、何がどうということではなくて、この保育の低下ということが心配されるんですけれども、そういうこととは心配ないのかということ、四つ目に聞かせていただきたいと思います。

それとこれは五つ目に先ほど東田議員の質問の中で部長が答弁されてその答弁の中で私にはこういうふうに聞こえたんですけれども、都立、市立、私立の保育園の保育内容の差は、それはいろいろな面から見ると、さまざまなよい点も悪い点もそれは当然出て来るんだらうと思ふんです。部長の答弁の中に旧児童の処遇については係数上こういう比較はできる。だけれども、子どもが変わらないと思ふと。これまではいいんですけれども、私立の子どもがよいと思ふているなんていうふうな答弁がありましたけれども、これはちやうとまずいいんじやないかと思ふんです。本当にそういうふうには思われてるんですたら、処遇の係数上そういう比較はできるというんですから、都立と市立と私立の係数上の差がどこにあるのか、もしさうでしたら、ここでは、きりさせていたきたいと思います。というふうに思います。

○市長（田村匡雄君） 原議員さんの御質問に第一点の保護者との話し合いをしたのかというところでございまして、八月のうち

に二回ほどと朋々からお話ししているとおりお会いはしてございまして、けれども、九月になってからはしてございけません。いろいろと話の中でこういう協議に入りたんだという話はしておいたわけではございまして、けれども、その後、きりと決定を私どもの方で決めてからは保護者との会合はしておりません。

あとの四点については担当から御説明をいたします。

○福祉部長（生子国利君） 移管の条件の関係でございしますが、この今の四つの条件を提示しておりますけれども、これは要望がございしますが、しかし市側としての考え方というのはレベルアップするということの考え方が、これを実現してもらうという努力は行政としていたします。

それから三番目に財団の委託でございしますが、六年間後の関係につきましては、これは途中でこの情勢が変わってくればまた考え方も違うと思ふんですが、六年間というものの今、原則に立っておりますけれども、今後その時点が来ますれば、ま

た議会ともよく相談いたしました。その時点において民設公営等の処置をしていくということになると思います。基本的には公設民営という考え方で三条を条例化しておりますので、当然民営というふうな考え方を基本に立ってあるわけですが、それはどういふところの民営の保育所をやるかはその時点で協議して決定されるということになると思います。

また十年以上の経験のない社会福祉法人にはできないということはおっしゃるとおりですが、委託する財団は理容学校も経営してあり、洋裁学校も経営しているというふうな教育についてある程度の専門的なものもありますし、高等保育学院もやっております。そういうような財団でござりますので、保育行政については、当然これは一番マッチしているんじゃないかというふうに考えます。

なお、実際に保育する方々につきましては、現在保育員で保育している保育の方々がやるんですから、財団に行ったらと言

て変わることはないんじゃないかという私は職員の考え方を持っておりますが、これは十分この点については間違いないと同じような保育行政ができるんじゃないかというふうに考えております。

もう一点、私立の差でござりますが、いま端的に申し上げますと、市が私立の保育園に対しては給食の援助をしております。単費で。したがって都立には給食の援助をしておりませんので、それらの差が当然出るとこのことです。

○十一番（原敏子君）　まず一点目から、そうすると市長は八月に二回父母の方と会ったけれども、関係者とは会ったけれども、このように移管を受けるというふうな決めてからは会っていないというふうな答弁をされましたけれども、これは父母の方との約束事とは反するのではないかとこの時点では思っています。けれども、これはいまこの時点で十月十三日になりました、こ

上程されて、今すぐ会うわけにはいかないで、しょうからそのまゝ反したまふになるんで、しょうけれども、そういう点について市長として、こういう大事な問題をこれまでいろいろな経過がありながら、言ってみれば保育園関係者と市長と議会といろいろと相談しながら行ってきたことに対して、最後の段階に来て、一番関係する保育園関係者の方たちと会わないで、こういうふうな決定してしまいたい、こういうふうな議案を上程してくるということについて市長の見解を聞かせていただきたいと思います。それはもういいんだというふうに言われるならば、それはそれで仕方ありませんけれども、この点はどのように考えられているか、ということを聞かせていただきたいと思います。

それと都へ対する市の移管の要望ですね、要望だからそれはいま部長が言われたように努力するというふうに、どうしようけれども、これまでの東京都との話し合いの経過で財政的な問題も市から移管を受けるにあたっての市から

のいろいろな条件の問題も、何か言ってみれば、あつと答へを聞いてみますと、今後の都の出方一つにかかわってくる条例の改正だけが先走りして結果的に最後を見なければわかりませんけれども、財政的な問題もこういうふうな市から条件の問題も何も満たされなかったということがないとは限らないと思いますね。まだ要望なんですから。

そういう点では、私はほんとうにも、と着目語めていろいろなことをやってから、私は二に來てあせて出さなければいけないかということ、がほんとうに疑問なんですけれども、東京都の言いなりに来年の四月一日から財団に委託したから、東京都がそういう保育園行政から離れたりから、市にみんな追って来てきたというのはいりありとわかるんですけれども、こういう問題は市としても部長としても、いままで保育園行政をずっとやって來られているわけですから、こういう問題を部長の今までの東京都との折触の感じで、この四つの条件と

いうのはどういふふうに運んでいきそうなのか。言ってみれば見通しがあつて、こういう条件と出されたのかどうなのかということとも、もう一回だけ聞かせていただきたいと思います。

それとこの六年の間ということですけれども、六年間待たなくたっていいわけですよ。東京都は都議会で六年じゃなくても二年たつても財団へ委託しなくてもいいという答弁をしていまずけれども、その後はその時点で考えていきたいということですから、移管を受けるんだというふうにそんな安易な気持ちでこの移管を受けるといふには私は考えてなかつたんですけれども、いまの答弁を聞くとそういうふうに感じるんですけれども、そんな安易な、六年たつて、六年たつた後、またその後のことは考えていくんだというふうにはんとくにそういうふうには考えられてるのか。もう一回確認させてください。

それと財団の関係なんですけれども、財団が理容学校をやつてゐるからとか、洋裁学校をやつてゐる、なんで保育園がそこにならぶのかな、ていふふうには感じるんですけれども、確かに保育園さんや保育園で働く職員の皆さんは、そのまま今のお話ですと、移管の条件だとすると移行するわけだから、言ってみれば経営者と言ふんでしょうか、そういう関係する人が都から財団に変わるといふような感じで、保育行政はそんなに水準が今までは変わるといふことはないんだらうとは思ひますけれども、私は社会福祉法人ですら、厚生省は十年以上の経験が必要だと言つてゐるわけですよ。財団が理容学校や、洋裁学校や、たりする財団については、財団はそういうものが必ず必要だといふふうに明記がなから、財団については十年以上の経験がなくてもいいなんていうのは、私はもうどうかおかしいと思つてゐる。財団も、社会福祉法人ですら十年以上の経験が必要なんだから、財団はもっとそういう経験が必要であらうという

ふうに私は思っています。いま部長は東京都に聞いたら、東京都はそういう財団でもいいんだというふうなところがある。すけれども、厚生省には、東京都が財団に委託すると言っているわけですが、都は財団でいい、言うでなうね、都が委託するんだから。厚生省は何と言っているかそれをお聞きになりましたか。厚生省が通知を出しているわけですから、それを聞かせていただきたいと思います。

それと私立の処遇がいろいろというのは、都立保育園に給食費の補助を一食何十何円くらったか、四十円くらいかな、これを補助を出してないから私立がいろいろのこと。これはそのことだけですよ。具体的に係数上で言っていることだから、きつとこのことだと思える。いま部長が言われたから都立保育園には補助の食費を出してないから民間保育園が食費をもらっているから、その分給食がよくなっているんだということだろうというふうに思っています。これは余計なことですよ。

も都立保育園にも当然これを出すべきだったんですね。それをやらなかったのは、市の理事者の皆さんだったんです。それでその結果において、出さなかったせに私立の方がいいんだというふうなことはもってのほかだと思います。これはそんな理由にはならないと思います。

現実には都立保育園と私立保育園と市立保育園と保育内容が変わっちゃおかしいです。管理指導しているところは市役所なんですからね。理事者の皆さんが指導しているのに、それで処遇が変わったり、内容の差があるなんていうことはあっちゃいけないことで、もし、そういう意見が父母の皆さんや、保母の皆さんから、また市民の皆さんから出て来るようでしたら、これは理事者としてはそういうことがないように極力努力していただくというところは当然のことだと思いますので、そのことだけを市立保育園の方がいいなんていうふうな回答は私はやめた方がいい、というふうに思っています。

○市長（田村匡雄君）お答えいたします。

お願いいたします。

○福祉部長（生子国利君）

二、三の点につきましての答弁を申し上げ

てはつきりさせていきたいというふうに考えております。

けれども、先ほど申し上げましたのは、公設民営のどこへやるかと